



平成 23 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード番号 7238 東証第一部)
問合せ先 広報室長 新井 良夫
(TEL. 03-3668-5183)

子会社に対する訴訟の和解による解決に関するお知らせ

当社の北米統括会社アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）の 100%連結子会社であるアムブレーキコーポレーション（米国ケンタッキー州、以下「AMB」といいます。）は、米国において、DPH Holdings Corporation 及びその関係会社（旧 Delphi Corporation。以下「原告」といいます。）より提起されていた偏頗（へんぱ）弁済否認に基づく返還請求訴訟について、以下のとおり 2011 年 6 月 14 日付けで和解が成立しましたので、お知らせします。

記

1. 訴訟提起から和解に至るまでの経緯

2010 年 9 月 16 日付の適時開示（「子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」）のとおり、原告は、2005 年 10 月 8 日及び 14 日に米国連邦倒産法第 11 章に基づく倒産手続開始を申し立てた後、上記申立日である 2005 年 10 月 8 日より前 90 日以内に、原告に対して売掛債権を有していた AMB に対し、債務の一部を弁済した行為は、同法第 547 条に定める偏頗弁済に該当するとして、2007 年 9 月 26 日、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「裁判所」といいます。）に偏頗弁済額 39,172,888.19 米ドル（約 3,354 百万円）の返還請求の訴えを起しました。

上記訴えは AMB を含む 177 社に対してなされましたが、原告は 2010 年 9 月 7 日、被告会社を AMB を含む 165 社に絞った上で、AMB に対しては、返還請求する偏頗弁済額を 82,134,109.82 米ドル（約 7,032 百万円）に増額する補正を行った訴状を提出いたしました。

AMB は裁判の長期化が業績に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期解決の観点から、原告と和解により解決することで合意に至ったものであります。

※換算レート 2010 年 9 月 16 日現在 85.62 円/USD

2. 和解の相手方

- (1) 名 称 DPH Holding Corporation 他
- (2) 原告代理人名 Butzel Long 法律事務所
- (3) 原告代理人所在地 380 Madison Avenue, 22nd Floor, New York, New York 10017, U. S. A.

3. 和解の概要

AMB は原告に対し、75 万米ドル（約 60 百万円）の和解金を支払う。

なお、本件和解については、今後裁判所の承認が必要となります。

*換算レート 2011 年 6 月 14 日現在 80.21 円/USD

4. 業績に与える影響

本和解金支払いに伴う連結業績に与える影響は軽微であり、平成23年6月14日に公表しました平成24年3月期の連結業績予想に影響はありません。

以 上